

【彦根市生活応援クーポン事業】

クーポン参加店舗募集要項

(募集期間)

令和8年5月18日 (月) ~ 令和8年9月30日 (水)

◆問い合わせ先

彦根市生活応援クーポン事業事務局 (参加店舗向け)

TEL : 0570-025-030 (ナビダイヤル 平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

ポータルサイトURL : <https://hikone-city-seikatsuouen.jp/>

1 本事業の目的

物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的として、彦根市の住民基本台帳に記録されている市民1人あたり8,000円分のクーポンを配付する。

2 彦根市生活応援クーポン事業の概要

- 名称 : 彦根市生活応援クーポン (アプリ名称 : ひこにゃんPAY)
- 発行者 : 彦根市
- 運営者 : 株式会社JTB 滋賀支店 (以下、「事務局」という)
- 配付額 : 1人あたり 8,000円
- 配付の対象者 : 令和8年3月1日 (基準日) において、彦根市の住民基本台帳に記録されている者
- 配付方法 : 全戸世帯主宛に「ゆうパック」にて対面でお届け (申請不要)
- クーポン使用期間 : 令和8年7月1日 (水) ~ 令和8年9月30日 (水)
- クーポンの形式等

- クーポンは、スマートフォンアプリ「region PAY」を利用した電子クーポン、および送付された紙クーポンの2種類とする。
- いずれもシステム上で1円単位での利用を可能とする。
- クーポンの使用対象外となる物品または役務等は、社会通念上不相当と認められるもののほか、次に掲げるものとする。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する性風俗関連特殊営業等に係る支払い及び同条第7項に規定する接客業務受託営業に係る支払い。
 - ② 1. 国または地方公共団体等への公共料金の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など）
2. 有価証券、商品券、ビール券、図書券、お米券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い商品
3. 株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
4. 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
5. 現金との換金、金融機関への預け入れ、他の補助金等で充当される費用
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する性風俗関連特殊営業に係る商品またはサービスの提供に対する支払い
7. 特定の宗教・政治団体と関わるもの。
8. 公序良俗に反するもの。
9. 参加店舗自らの事業上の取引(商品の仕入れ、自社商品の購入等)
10. 市が不相当と認めるもの

3 参加店舗の申込資格

1. **対象店舗**：彦根市内に事業所（実店舗）を有する事業者。本社の所在地や企業規模は問わない。
2. **除外店舗**：性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業を行う者、および暴力団等の反社会的勢力と関わりのある店舗。

4 クーポンの使用方法

本事業では、利用者の利便性と店舗の負担軽減のため、以下の決済手法に対応するものとする。

1. 電子クーポン利用 (MPM方式)

- 利用者が店舗に設置されたQRコードを読み取って決済。

2. 紙クーポン利用 (CPM方式)

- 利用者が提示した紙クーポンを、店舗側の端末 (スマートフォン等) で読み取って決済。
- ※店舗側で端末が用意できない場合は、管理画面でのコード入力による決済も可能とする。

5 取扱店舗の責務

1. 本募集要項および店舗用マニュアルを遵守すること。
2. クーポンの使用を拒否しないこと。
3. 事務局から配布されるスターターキット (ポスター、ステッカー、QR台紙等) を見やすい場所に掲示すること。
4. 不正利用の疑いがある場合は、速やかに事務局へ報告すること。
5. レジ担当者等、関係者全員に操作方法を周知すること。

6 使用済クーポンの換金方法

換金のための申請は不要とし、事務局は登録された口座へ月2回の頻度で自動的に振込を行う。振込手数料は事務局が負担する。

【換金スケジュール (予定)】

区分	利用期間	振込日 (予定)
第1回	7月1日 ~ 7月15日	7月31日

第2回	7月16日～7月31日	8月17日
第3回	8月1日～8月15日	8月31日
第4回	8月16日～8月31日	9月15日
第5回	9月1日～9月15日	9月30日
第6回	9月16日～9月30日	10月15日

7 申込方法

1. **オンライン申請**：特設サイト内の加盟店登録画面より申し込むものとする。
入力項目：事業者名、代表者名、担当者名、連絡先、メールアドレス、振込口座等。
2. **紙申請**：デジタルデバインド対策として、郵送等による紙での申請も受け付ける。

8 参加店舗の審査・登録手続き

1. 事務局にて申込内容を審査し、承認された店舗には電子メールにて通知を行う。
2. 登録完了後、順次スターターキット（マニュアル、販促物等）を送付する。
3. 登録された店舗情報は、特設サイトおよびアプリ上の店舗検索画面に掲載する。

9 その他

1. 本募集要項に定めのない事項は、彦根市と事務局の協議により決定する。
2. 申込時に取得した情報は、本事業の実施および分析の範囲内でのみ利用する。